

| 要求項目   | 回答項目  |
|--|---|
| <p>1. 労使慣行・事前協議について</p> <p>(1) 税務局と府職労府税支部との従来からの労使慣行を遵守すること。</p> <p>(2) 労働条件に関わる通達などの改正にあたっては、支部と事前協議を行い、一方的な実施は行わないこと。</p> <p>(3) 府職労単組要求、府職労女性部要求、府労組連要求などの実現のため、税務局として努力すること。</p> <p>(4) 分会要求について、誠意を持って実現すること。</p> <p>2. 人員・労働条件について</p> <p>(1) 全ての税務職場で均一な労働条件を保障するため、定数増をはじめとする適切な措置をとること。</p> <p>(2) 恒常的残業が発生している三島府税事務所不動産取得税課については、定数増・2課体制に戻すなどの適切な措置を講じること。</p> <p>(3) 自動車税全件引継ぎ、不動産取得税課税保留事務、行政文書管理システム運用等に係る業務量増・勤務条件悪化に対し、適切な措置をとること。</p> <p>(4) 産休、育休及び欠員に対しては、勤務条件の悪化をきたさないよう、正規職員を配置する等の適切な措置をとること。</p> <p>(5) 「育児短時間勤務制度」、「高齢者短時間勤務制度」により、他の職員の過重負担を招かないよう、代替要員に正規職員を配置する等の適切な措置をとること。</p> <p>(6) 「フレックスタイム制度」は住民対応を行う公務職場になじまないものであるが、運用にあたっては本人希望を前提とし、窓口業務に支障をきたさないよう定数確保を行うなど、制度に見合う適切な措置をとること。</p> <p>(7) 「フレックスタイム制度」の運用開始後、適切な時期に、検証、見直しを行うこと。</p> | <p>1. 労使慣行・事前協議について</p> <p>(1) 良い労使関係については、尊重してまいりたい。</p> <p>(2) 勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいりたい。</p> <p>(3) (4) このことについては、今後とも誠意を持って対応してまいりたい。</p> <p>2. 人員・労働条件について</p> <p>(1) (2) (3) このことについては、引き続き業務量に見合った適正な人員配置に努めることにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでまいりたい。</p> <p>(4) (5) このことについては、全庁的な方針に従って対応してまいりたい。</p> <p>(6) (7) このことについては、関係課に伝えてまいりたい。</p> |

| 要 求 項 目   | 回 答 項 目   |
|---|---|
| <p>(8) 実質的な労働時間の短縮をはかる観点から、人事異動などにおいて本人の希望を尊重し、職員の長時間通勤の解消や過重労働を防止するなど、適切に対応すること。</p> <p>(9) 超過勤務が増加している現状、「フレックスタイム制度」により通常勤務時間帯以外も正規勤務時間になることを踏まえ、スポットクーラー、電気暖房機器等の局所空調機器を全職場に配備すること。</p> <p>(10) 各所の安全衛生委員会を充実させるとともに、安全衛生委員会の改善に関する決議については主管課が責任を持って措置すること。</p> <p>(11) 労働安全衛生の観点から、VDT特別健康診断を充実させ、全員受診体制を確立すること。</p> | <p>(8) 通勤時間については、全庁的な方針に従い、現在、1時間30分以内を目標に努力しているところです。また、人事異動につきましても、本人の希望と同意を要件とするものではありませんが、本人希望等については、留意するよう努力しているところです。</p> <p>(9) このことについては、全庁的な方針を踏まえ、必要に応じて適切に対応してまいります。</p> <p>(10) 各所における安全衛生委員会等の活用については、その充実と所情に応じた対応について従来から指導に努めているところですが、今後とも充実強化に努めてまいります。</p> <p>(11) VDT作業従事職員特別健康診断については、職員健康診断実施要綱に基づき実施しているところです。</p> |
| <p>3. 勤務時間について</p> <p>(1) 勤務時間条例を拘束8時間に改正すること。</p> <p>(2) 休息時間をただちに復活させること。本庁職場の超過勤務を縮減すること。</p> <p>(3) 時差出勤による変則勤務を止め、全員が一斉に出勤・退勤できるようにすること。</p> <p>(4) 「育児短時間勤務制度」、「高齢者短時間勤務制度」については、本人の選択性を保障すること。</p> <p>(5) 「税込確保対策」を口実とした労働強化・管理強化は行わないこと。また、「税込確保重点月間」等での時間外勤務を強要しないこと。</p>  | <p>3. 勤務時間について</p> <p>(1) (2) (3) このことについては、関係課に伝えてまいります。</p> <p>(4) このことについては、全庁的な方針に従って対応してまいります。</p> <p>(5) 税務職場において、税込確保については重要な課題であると認識しております。また、時間外勤務は強要するものではないと考えております。</p>   |
| <p>4. 休暇について</p> <p>(1) 特別休暇を取りやすい職場の体制と環境の確保を行うこと。また、保育特別休暇を復活させること。</p> <p>(2) 台風、地震等の災害に伴う交通機関の途絶に対し、職員の安全確保の観点から早期に特別休暇の判断を行うこと。</p>  | <p>4. 休暇について</p> <p>(1) このことについては、関係課に伝えてまいります。</p> <p>(2) 今後とも関係課と連携しながら、適切な対応に努めてまいります。</p>   |

| 要 求 項 目  | 回 答 項 目   |
|--|---|
| <p>5. 賃金・手当について</p> <p>(1) 職務経験や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職4級の水準に到達できる賃金体系への改善を行うこと。</p> <p>(2) 税務職俸給表との格差是正という税務手当本来の趣旨に基づき、全税務職員に対する税務職俸給表の適用もしくは調整額へ移行すること。</p> <p>(3) 一方的に廃止した旅行雑費を復活させ、出張に伴う自己負担を発生させないこと。</p> <p>(4) 国・他の自治体と異なる官民比較方法を改め、コロナ禍での職員の努力に応える抜本的な賃金改善を行うよう、関係機関に働きかけること。</p> <p>(5) 年金支給開始時期の繰り延べを踏まえ、再任用職員の賃金・労働条件を抜本的に改善すること。</p> | <p>5. 賃金・手当について</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) このことについては、関係課に伝えてまいりたい。</p>  |
| <p>6. 人事評価・副主査選考について</p> <p>(1) 労働条件を悪化させ、評価者を含む圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないとする「相対評価」は撤回すべきである。「新人事評価制度」を賃金に反映させないよう、関係機関に働きかけること。</p> <p>(2) 副主査選考については、府税業務に必要な研修への参加を反映させるなど、対象者の負担を軽減すること。</p>  | <p>6. 人事評価・副主査選考について</p> <p>(1) (2) このことについては、関係課に伝えてまいりたい。</p>   |
| <p>7. 庁舎・職場環境について</p> <p>(1) 老朽化した空調設備は更新し、冷暖房の運用にあたっては、実態に即した弾力的運転を行うこと。</p> <p>(2) 地域防災拠点として重要な役割を果たす府民センタービルが老朽化しており、労働安全衛生にも影響を与えることから、必要な改修を行うこと。</p> <p>(3) 交通事故防止の観点から、庁用自動車は必要に応じて更新し、保守・点検に必要な予算を確保すること。</p> <p>(4) 府税職場が影響を受ける「府有財産の活用」や庁舎移転等は、一方的に行わず、十分な協議を行うこと。</p>   | <p>7. 庁舎・職場環境について</p> <p>(1) 冷暖房運転については、職員の健康管理に留意しながら、適切な運用に努めるとともに、運転に支障がないよう点検・整備に努めてまいりたい。</p> <p>(2) 府民センタービルの改修については、今後とも必要に応じて順次実施してまいりたい。なお、令和4年度当初予算(案)において、三島府民センタービル外壁、外部建具及び防水改修工事にかかる予算を令和3年度に引き続き計上し、加えて、三島府民センタービル昇降機改修工事費を計上しています。</p> <p>(3) 庁用自動車の更新については、所属の意見も聞きながら対応するとともに、運行等に支障が出ないよう、引き続き保守・点検に努めてまいりたい。</p> <p>(4) 職員の安全衛生に関わる事項については、所要の協議を行うとともに、業務に支障のないよう配慮してまいりたい。なお、北河内府民センターの移転についても、職員の安全衛生に関わる事項については、所要の協議を行うとともに、業務に支障のないよう配慮してまいりたい。</p> |